

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人内田農業振興会（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金等の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 使途特定寄附金 寄附者が申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定するもの
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 この法人の業務の遂行上支障があると認められる者、及びこの法人が受け入れるには不適当と認められる場合には、その寄附金を受け入れることができない。

(寄附手続)

第4条 寄附金等をこの法人に寄附しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 この法人は、前項により寄附金の申し込みを受理したときは、第3条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受入れを行う。
- 3 寄附金等の受入れが決定したときは寄附者に対し、寄附の受入に必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第5条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

- 2 使途特定寄附金については、全額を寄付者の特定した使途に使用する。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報等管理規程に基づき、適正な情報管理につとめるものとする。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、公益法人の認定を受けた日（令和3年4月1日）から施行する。